

由布市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

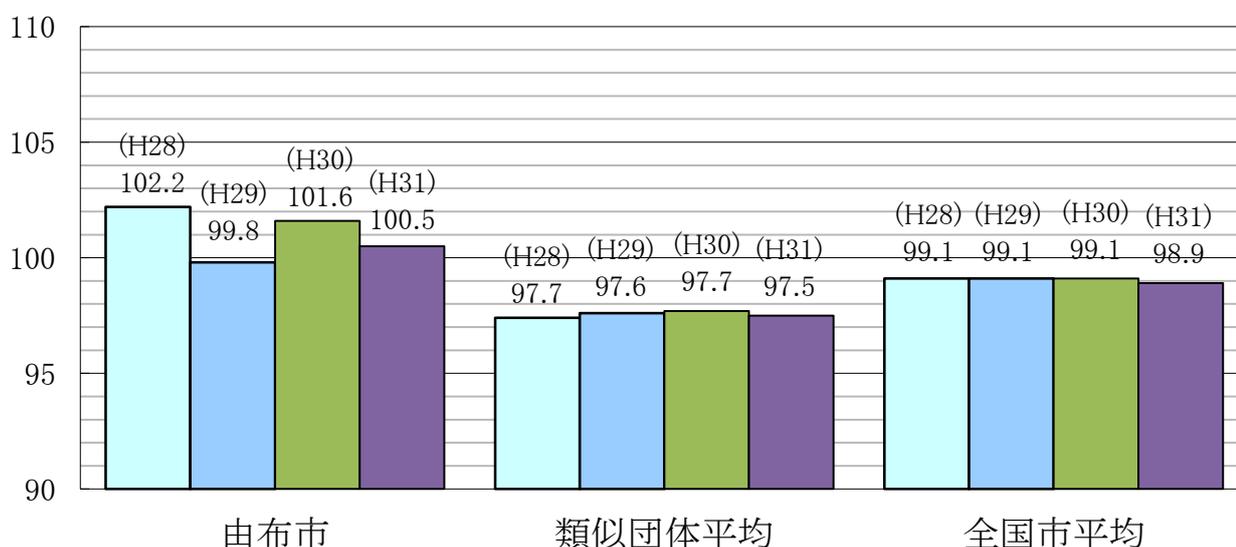
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 34,653	千円 18,382,878	千円 633,952	千円 3,058,677	% 16.6	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 355	千円 1,313,325	千円 236,902	千円 522,703	千円 2,072,930	千円 5,839	千円 5,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。（自治法派遣者を含む）
 3 給与費については、任期付短時間職員（再任用）の給与費が含まれており職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ラスパイレス指数による比較は、給料のみの比較であり手当は含まれていない。手当には、当市では支給されない地域手当や国家公務員にしか支給されない広域異動手当、本府省業務調整手当などが含まれる。そのため、給与（給料に手当を含んだ額）で比較した場合は、ラスパイレス指数による比較と比べて当市の数値は低くなる。
 ※31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成29年度	給料カット	2%削減
平成30年度	給与カット	取りやめたことによる
平成31年度	給与カット	7級2% 6～1級1%を実施
令和2年度	給与カット	7級2% 6～1級1%を実施

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	0.20%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

由布市は、人事委員会の設置はありません

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施 (平成28年3月31日で廃止)

②地域手当の見直し

地域手当はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで職員給7級2%6～1級1%の給料削減を実施
給与制度の総合的見直しによる激変緩和のための経過措置(現給保障)を平成28年3月31日で廃止
部長制廃止に伴う給与表の等級を8級制から7級制へ変更(平成28年4月1日実施)
高年齢層の55歳昇給停止(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
由布市	40.3 歳	315,300 円	398,415 円	341,882 円
大分県	42.8 歳	324,900 円	397,819 円	350,880 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円	- 円
類似団体	42.3 歳	316,015 円	376,662 円	342,586 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		由布市	大分県	国
一般行政職	大 学 卒	185,328 (187,200) 円	187,200 円	180,700 円
	高 校 卒	151,470 (153,000) 円	153,000 円	148,600 円

(注) () 内は、減額措置を行う前の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,380 円	357,710 円	380,000 円	394,810 円
	高 校 卒	225,060 円	332,150 円	361,210 円	379,690 円

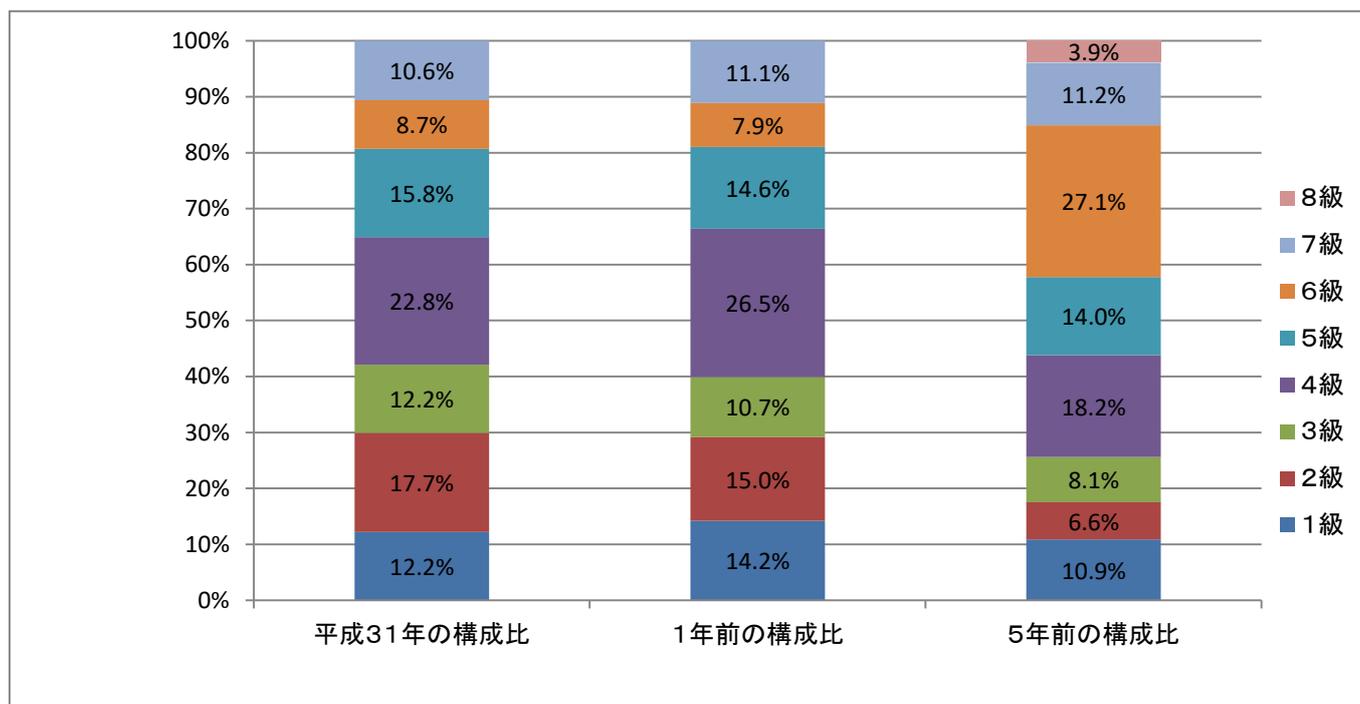
(注) 当該階層別職員数が3人以下となる場合は、その階層と近似の階層の平均値とする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

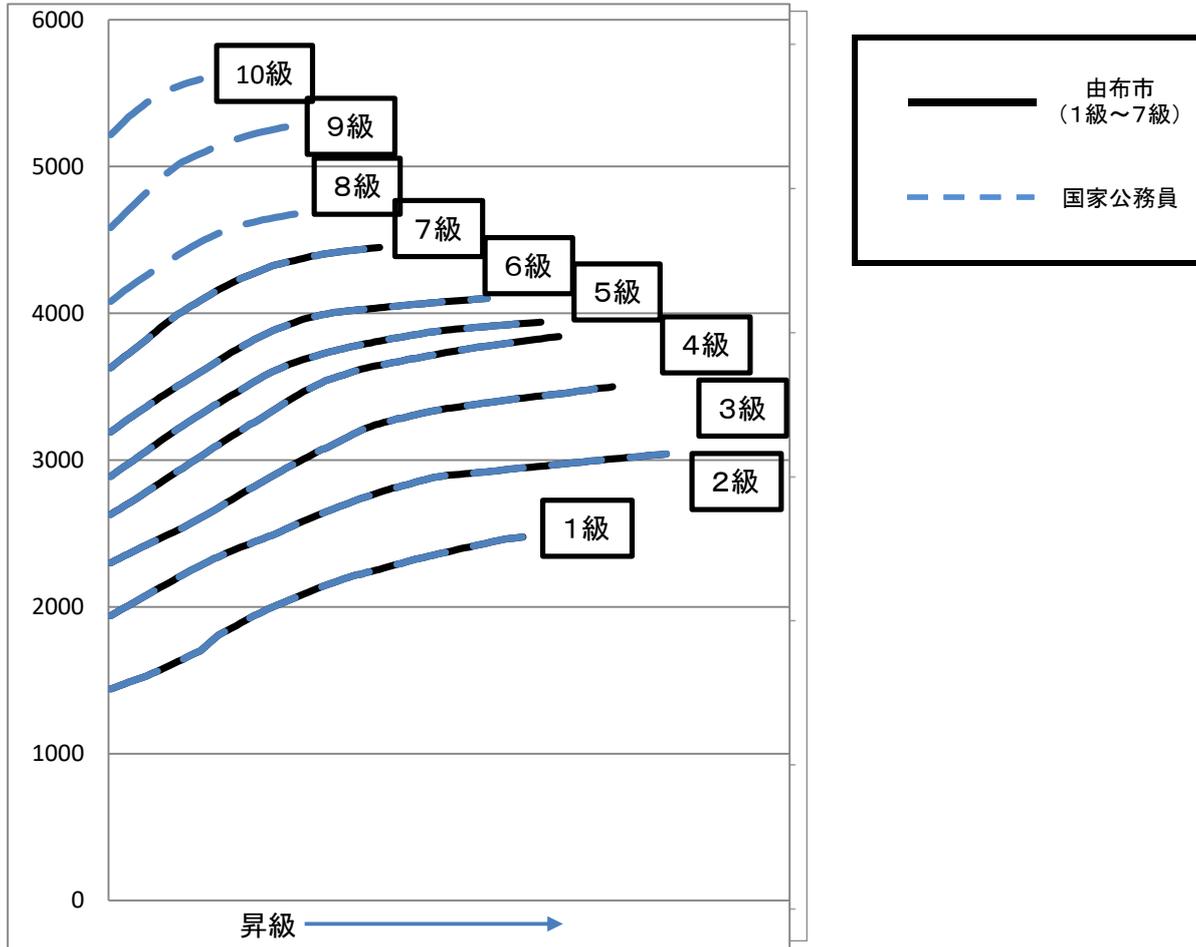
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補、保健師、教諭、臨床心理士、看護師、栄養士の職務	31人	12.2%	144,100円	247,600円
2 級	主任、保健師、教諭、臨床心理士、看護師、栄養士の職務	45人	17.7%	194,000円	304,200円
3 級	主査、主任保健師、主任教諭、主任臨床心理士、主任看護師、主任栄養士の職務	31人	12.2%	230,000円	350,000円
4 級	副主幹、主任保健師、主任教諭、主任臨床心理士、主任看護師、主任栄養士、行政専門員、消防専門員の職務	58人	22.8%	263,000円	384,200円
5 級	課長補佐、主幹の職務	40人	15.8%	288,900円	394,000円
6 級	参事、総括課長補佐、次長、副署長、副所長の職務又はこれらに相当する職務	22人	8.7%	312,900円	410,200円
7 級	課長、局長、福祉事務所長、教育次長、消防長、署長、所長、事務局長、会計管理者の職務又はこれらに相当する職務	27人	10.6%	362,900円	444,900円

- (注) 1 由布市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に8級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

由布市	大分県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,590 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,606 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5%～20% 管理職加算:10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

由布市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	12,182 千円	22,629 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 支給はありません**(31年4月1日現在)**

支給実績(30決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数		—	
(ラスパイレス指数)		—	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		2,418 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		36,090 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		18.9 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	福祉施設職員	介護業務	千円	日額290円
人の死体の処理作業手当	環境課職員	死体の清拭	千円	1件当たり2,000円
市長が指定した者の危険手当	消防職員	火災・救急業務	2226千円	月額3,000円
福祉ケースワーカー業務手当	福祉対策課職員	生活保護関係職員	192千円	月額4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	85,568 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	279 千円
支給実績(29年度決算)	106,907 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	342 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者9,500円 扶養者子10,000円,父母等扶養親族6,500円(配偶者無しは、1人目の子は10,000円 父母等扶養親族9,000円) 16歳～22歳の間は5,500円加算	異	配偶者6,500円 扶養者 子10,000円,父母等 扶養親族6,500円(配偶者無 しは、1人目の子は10,000円 父母等扶養親族6,500円) 16歳～22歳の間は5,000円 加算	48,142 千円	310,594 円
住居手当	上限 27,000円 持ち家2,400円	異	持ち家手当	36,016 千円	163,709 円
通勤手当	基本額を1,500円とし、2キロを超えるものに1キロ当たり800円を支給する。上限額は29,500円とする。	異	2km以上に支給 上限24,500円まで	38,815 千円	137,155 円
管理職手当	課長 60,000円 50,000円 参事 40,000円	異	官職に応じて定額	28,580 千円	595,417 円
宿日直手当	宿直勤務、日直勤務に対して支給 1回につき、4,400円	異	施設により4,200～20,000 円の範囲で支給	202 千円	7,769 円
管理職員 特別勤務手当	勤務1回につき、6,000円 (6時間超は9,000円)	異	区分に応じて、1回につき 18,000～4,000円を支給	453 千円	17,423 円

5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	市区町村長	785,700 円	(参考)類似団体における最高/最低額 950,000 円/ 259,000 円
	副市町村長	(810,000 円) 637,290 円 (657,000 円)	772,000 円/ 483,000 円
報酬	議長	390,000 円	545,000 円/ 230,000 円
	副議長	350,000 円	474,000 円/ 200,000 円
	議員	330,000 円	442,000 円/ 180,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(30年度支給割合)	3.10 月分
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合)	3.10 月分
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	備考	勤続年数1年につき給料月額100分の500 勤続年数1年につき給料月額100分の290	16,200 千円 退職時 7,621 千円 退職時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

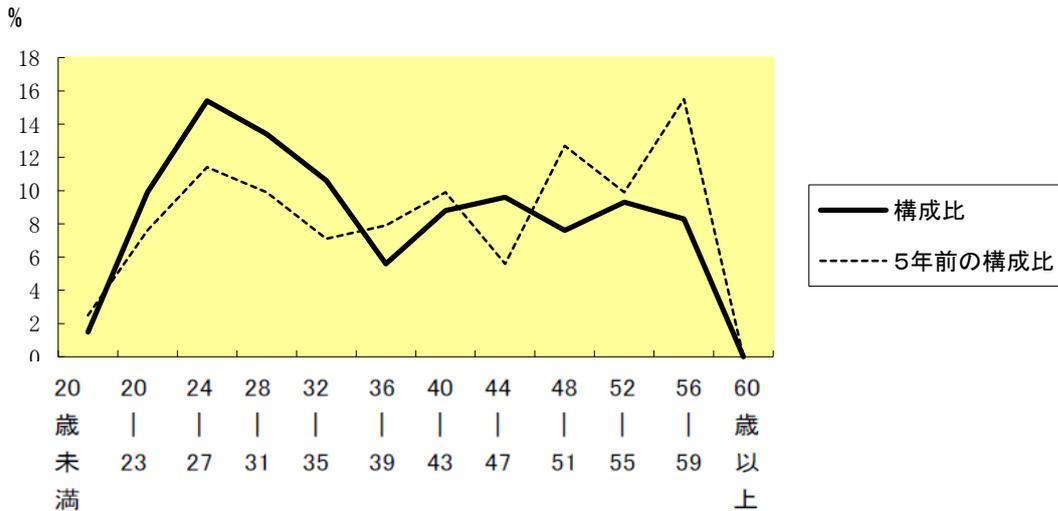
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	・異動、事務事業見直し等
		総務	87	88	1	
		税務	26	26	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	24	24	0	
		商工	9	9	0	
		土木	25	24	▲1	
		民生	31	32	1	
		衛生	24	24	0	
	計	231	232	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.55 人)	
	教育部門	54	53	▲1	・異動、事務事業見直し等	
	消防部門	70	70	0		
	小計	355	355	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.44 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.49 人)	
公営企業会計等部門	水道	14	14	0		
	下水	1	1	0		
	その他	26	26	0		
	小計	41	41	0		
合計		396 [453]	396 [453]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.276 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	39人	61人	53人	42人	22人	35人	38人	30人	37人	33人	0人	396人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部 門 別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	232	232	229	231	231	232	0 (0.0%)
教 育	58	55	55	54	54	53	▲ 5 (▲ 8.6%)
消 防	65	65	70	71	70	70	5 (7.7%)
普通会計計	355	352	354	356	355	355	0 (0.0%)
公営企業等会計計	39	39	41	40	41	41	2 (5.1%)
総合計	394	391	395	396	396	396	2 (0.5%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 564,913	千円 35,572	千円 27,870	% 4.9	% 5.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,237千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 5	千円 17,754	千円 3,341	千円 7,477	千円 28,572	千円 5,714	千円 5,839

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成17年10月1日合併(狭間町、庄内町、湯布院町)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
由布市(企業職)	38.1 歳	298,427 円	365,172 円
由布市(一般職)	40.3 歳	315,300 円	398,415 円

(注) 平均月収額は、給料、手当です

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

由布市(企業職)			由布市 (一般行政職・団体平均等)		
1人当たり平均支給額(30年度)			1人当たり平均支給額(30年度)		
1,504 千円			1,590 千円		
(30年度支給割合)			(30年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.85 月分		2.60 月分	1.85 月分	
(1.45)月分	(0.90)月分		(1.45)月分	(0.90)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

由布市(水道事業)			由布市 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	12,182 千円	22,629 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (支給はありません)

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在) (特殊勤務手当はありません)

支給実績(30年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		-		%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30決算)	左記職員に対する支給単価
-	-	-	千円	-
-	-	-	千円	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	1,614 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	404 千円
支給実績(29年度決算)	1,660 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	415 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在

の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者9,500円 扶養者子10,000円,父母等扶養親族6,500円(配偶者無しは、1人目の子は10,000円父母等扶養親族9,000円) 16歳～22歳の間は5,500円加算	異	配偶者6,500円 扶養者 子10,000円,父母等扶養親族6,500円(配偶者無しは、1人目の子は10,000円父母等扶養親族6,500円) 16歳～22歳の間は5,000円加算	492 千円	492,000 円
住居手当	上限 27,000円 持ち家2,400円	異	持ち家手当	218 千円	108,900 円
通勤手当	基本額を1,500円とし、2キロを超えるものに1キロ当たり800円を支給する。上限額は29,500円とする。	異	2km以上に支給 上限24,500円まで	486 千円	97,123 円
管理職手当	課長 60,000円 50,000円 参事 40,000円	異	官職に応じて定額	600 千円	600,000 円
宿日直手当	宿直勤務、日直勤務に対して支給 1回につき、4,400円	異	施設により4,200～ 20,000円の範囲で 支給	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	勤務1回につき、6,000円	異	区分に応じて、1回 につき18,000～ 4,000円を支給	- 千円	- 円

<総務省ホームページアドレス(地方公共団体給与情報等公表システム)>

http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/j-k_system/index.html